

健康局発注の物品供給等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約分)

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	最新医薬品・医療機器等取扱法規の手引 (追録108・109号) 買入	51:図書	新日本法規出版株式会社	10,818	R4.11.1	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	-
2	食品表示関係法規集追録 外2点 買入	51:図書	中央法規出版株式会社	88,330	R4.11.1	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	-
3	食品表示関係法規集追録 外1点 買入	51:図書	中央法規出版株式会社	97,174	R4.11.1	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	-
4	公用車(なにわ300ね8591)自動車定期点検 整備(継続検査)に伴う追加整備	37:自動車 修理	浪速自動車工業株式会社	118,470	R4.11.9	地方自治法施行令 第167条の2第1項第6号	G33	-
5	インフルエンザ予防にかかる普及啓発ポスター 印刷	05:活平版	吉田印刷	32,224	R4.11.21	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
6	新型コロナウイルス感染症対策用 会議用 テーブルほか1点借入(その3)	165:その他 賃貸	山王スペース&レンタル 株式会社	968,000	R4.11.21	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
7	新型コロナウイルス対策用 新保健所連絡調 整用携帯電話借入(12月分)	165:その他 賃貸	山王スペース&レンタル 株式会社	319,110	R4.11.22	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-

随意契約理由書

1 案件名称

インフルエンザ予防にかかる普及啓発ポスター 印刷

2 契約の相手方

大阪府松原市上田 2 丁目 6-13

吉田印刷 吉田 良告

3 業者選定理由

本件ポスターは、インフルエンザの感染予防・まん延防止のために、平成 25 年度から大阪府及び本市を含む府下保健所設置市において統一した普及啓発を図るために共同作成を行い、各所管の関係機関に配付しているものです。

本ポスターの作成にあたっては、厚生労働省が都道府県あて配付しているインフルエンザ啓発ツールのうち、厚生労働省版インフルエンザ予防啓発ポスターのデータを基に、大阪府が府下各都市の意見集約を行ったうえで大阪府下版を作成していることや、同一印刷物を各都市にて個別発注するよりも、取り纏めのうえ業者選定を行う事が事務作業や契約金額の面においても効果が期待できることから、本市、堺市、東大阪市、高槻市、豊中市、枚方市、八尾市、寝屋川市、吹田市が大阪府に対して業者選定依頼を行い、大阪府が比較見積を実施のうえ業者を決定しています。

よって、本契約にあたっては、大阪府からの通知により決定された業者を特名し、決定単価により契約を締結することとします。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

健康局保健所感染症対策課感染症グループ（電話番号 06 - 6647 - 0656）

随意契約理由書

1 案件名称

新型コロナウイルス感染症対策用 会議用テーブルほか1点借入（その3）

2 契約の相手方

山王スペース&レンタル株式会社

3 随意契約理由

本案件は、船場センタービル内の保健所執務室で職員が使用しているテーブルおよび椅子（以下「什器」という。）を引き続き借入するためのものである。

上記借入契約が令和4年11月30日に契約期間満了となるが、引き続き、第7波での対応を踏まえ、1日1万人体制を確保することが決定し、12月1日以降も引き続き業務を行うこととなった。

船場センタービル内の保健所執務室では、全数把握見直し後も引き続き実施する必要がある高齢者等を対象とした新型コロナウイルス感染症の陽性者に対する疫学調査など、土日祝時間外を含め終日業務を行っており、職員が使用する什器は業務を実施するうえで欠かすことのできない重要なものである。什器の入れ替え・再配置は借入している会議用テーブル上にあるパソコンも移動させる必要があり、業務を中断する必要が生じることから、業務に大きな支障を生じさせ、ひいては市民生活に大きな影響を及ぼすこととなるため、途切れることなく什器を利用する必要がある。

入れ替えや再配置によって業務を中断させず、12月1日以降も借入ができる相手方は上記事業者以外にないため、上記事業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市保健所管理課（電話番号 06-6647-0643）

随意契約理由書

1 案件名称

新型コロナウイルス対策用 保健所連絡調整用携帯電話借入（12月分）

2 契約相手方

ソフトバンク株式会社

3 随意契約理由

本件は、保健所感染症対策課が使用する携帯電話の借入を行うものである。

保健所では、昨今の新型コロナウイルス感染症対策について新規感染者数の増減により保健所体制を段階的に強化した結果、連絡調整用の電話機が不足したため、携帯電話を借り入れることで対応を行ってきた。

本市における感染状況は、第7波における新規感染者数は減少傾向にあるものの、9月7日には療養期間が短縮され軽症者の外出も可能となり、陽性者の移動が増える恐れがあるほか、9月26日からの国の全数把握の見直しや10月11日からの水際対策の緩和等の実施により、国内外での人の移動も増えることから、今後も感染が急拡大する恐れがある。

そのような状況の中、12月1日以降の体制について、いわゆる第8波における新規感染者数に対応できる人員を確保する方針が10月7日に決定されたことから、保健所としての体制を維持するため、引き続き携帯電話を借り入れることで対応するものとする。

契約相手方の決定は競争入札により行うべきであるが、準備期間、周知期間を確保した上で契約を締結し、令和4年12月1日から新たな携帯電話を使用するには入札を実施する期間がなく、限られた時間の中で引き続き携帯電話を確保するには、準備期間が不要である契約履行中の同社と契約することが業務の円滑な実施を確保するうえで有利と認められるため、必要最低限の期間である令和4年12月23日まで上記相手方と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5 担当部署

大阪市保健所管理課（電話番号 06-6647-0643）